



## お知らせ

記者発表資料

平成31年2月5日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政滝町記者クラブ  
J R 記者クラブ、広島経済記者クラブ

## 各県踏切道改良協議会合同会議を開催します ～踏切道対策の推進に向けて～

国土交通省では、改正踏切道改良促進法に基づき、全国824箇所（中国地方管内41箇所）の指定を行っています。

今回、中国地方管内の指定踏切道（41箇所）のうち、8箇所（県道、市道）の踏切道について、昨年度に引き続き各県の地方踏切道改良協議会を各県の踏切道改良協議会合同会議として下記のとおり開催します。

地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

### 記

#### (1) 開催日時、開催場所

| 各県合同会議              | 開催日時               | 開催場所                        |
|---------------------|--------------------|-----------------------------|
| 鳥取県・島根県踏切道改良協議会合同会議 | 2月15日（金）<br>15：45～ | 中国地方整備局 松江国道事務所<br>3階 大会議室  |
| 岡山県踏切道改良協議会合同会議     | 2月13日（水）<br>15：45～ | 中国地方整備局 岡山河川事務所<br>2階 第二会議室 |
| 広島県踏切道改良協議会合同会議     | 2月19日（火）<br>15：45～ | 広島合同庁舎1号館<br>5階 共用第1会議室     |
| 山口県踏切道改良協議会合同会議     | 2月 7日（木）<br>15：45～ | 山口県庁<br>共用第3会議室             |

#### (2) 議事内容

各県内の指定踏切道（8箇所）の改良計画について（別紙のとおり）

#### <取材について>

取材については、冒頭挨拶までとさせていただきます。

ご協力をお願いします。

**【問い合わせ先】**

**■全般、道路に関するもの**

国土交通省 中国地方整備局

道路部 地域道路課 課長 ふじはら藤原 ひろし宏志 (内線 4611)  
課長補佐 もりわき森脇 とおる徹 (内線 4613)

TEL : 082-221-9231 (代表) 9:15~18:00

082-511-6313 (上記時間外)

**■鉄道に関するもの**

国土交通省 中国運輸局

鉄道部 技術課 課長 むねさと宗里 ひろし浩  
課長補佐 なかやま中山 まさゆき雅之

TEL : 082-228-8798 (直通) 8:30~17:45



# 地方踏切道改良協議会

○地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うものです。



## 中国地方各県踏切道改良協議会 合同会議

### ■ 協議会の構成



### ■ 合同会議の構成 (道路管理者)

- 鳥取県・島根県踏切道改良協議会合同会議
  - ・ 新井県道踏切道改良協議会 (鳥取県)
  - ・ 新町踏切道改良協議会 (松江市)
- 岡山県踏切道改良協議会 合同会議
  - ・ 清眼寺踏切道改良協議会 (津山市)
  - ・ 森の木川踏切道改良協議会 (備前市)
- 広島県踏切道改良協議会 合同会議
  - ・ 小奴可踏切道改良協議会 (広島県)
  - ・ 青木踏切道改良協議会 (大竹市)
- 山口県踏切道改良協議会 合同会議
  - ・ 柳井田堤踏切道改良協議会 (山口県)
  - ・ 上郷西踏切道改良協議会 (山口市)

## 踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
  - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
  - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
  - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
  - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの